熔成複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融したもの 二　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一　汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）

熔成複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融したもの 二　下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　（略）

(2)　登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一　汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア　し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　（略）